

平成24年度 吉川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度吉川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,371	戸
(2) 年間総配水量	7,450,926	m ³
(3) 1日平均配水量	20,413	m ³
(4) 主な建設改良事業		
配水改良事業	736,125	千円
施設更新事業	206,599	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	1,394,778	千円
第1項 営業収益	1,389,240	千円
第2項 営業外収益	5,537	千円
第3項 特別利益	1	千円

支出

第1款 水道事業費用	1,388,401	千円
第1項 営業費用	1,256,299	千円
第2項 営業外費用	128,528	千円
第3項 特別損失	2,574	千円
第4項 予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額423,656千円は、当年度分消費税資本的収支調整額41,167千円、過年度分損益勘定留保資金376,126千円及び減債積立金6,363千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	729,038	千円
第1項 企業債	683,000	千円
第2項 分担金	37,642	千円
第3項 工事負担金	7,953	千円
第4項 固定資産売却代金	443	千円

支出

第1款 資本的支出	1,152,694	千円
第1項 建設改良費	966,279	千円
第2項 企業債償還金	186,415	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額(千円)
接触池更新工事事業	平成24年度～ 平成25年度	130,000
着水井更新工事事業	平成24年度～ 平成25年度	150,000
ろ過ポンプ室更新工事事業	平成24年度～ 平成25年度	270,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石綿管更新事業	千円 439,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行 その他の場合には、その債権者と協定する事項に よる。ただし、企業財政その他の都合により据置 期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還、 または低利に借換えることができる。
施設更新事業	244,000	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 109,725 千円
- (2) 交際費 30 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,000千円と定める。

平成24年2月27日提出

吉川市長 戸張胤茂